

## 委員会規約

### [ 名 称 ]

#### 第1条

この委員会の名称は、「等々力駅地下化工事技術検討委員会」(以下「委員会」という)とする。

### [ 目 的 ]

#### 第2条

委員会は、等々力駅地下化工事において、周辺の地下水・湧水などの水文環境や等々力溪谷の環境、地盤変位に対する地盤環境等の生活環境等への影響が生じないように、設計・施工内容や工事開始後の施工状況、工事竣工後の状況に対し、事業者である東京急行電鉄株式会社に適切な助言を行うことを目的とする。

### [組織 ]

#### 第3条

委員会は、別表に掲げる委員長、副委員長、委員、アドバイザー、調整役及びオブザーバーにより構成する。ただし、委員長は、必要があると認めるときは、当該委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

### [ 職務 ]

第4条 各担当の職務を次のとおり定めるものとする。

- ・委員長 ; 調査、解析、検討、対策工、モニタリング等の内容について、第三者的視点から評価を行い、議事内容を総括し一定の結論を示す。
- ・副委員長 ; 調査、解析、検討、対策工、モニタリング等の内容について、第三者的視点から評価を行い、議事内容を総括するにあたって委員長を補助する。
- ・委員 ; 調査、解析、検討、対策工、モニタリング等の内容について、第三者的視点から評価を行い、委員長が議事内容の総括を行うにあたっての支援を行う。
- ・アドバイザー ; 委員会において検討する技術的事項のうち、地下水対策などの特に専門的な事項についての指導及び妥当性の評価等を行う。
- ・オブザーバー ; 委員会の運営を観察し、委員長より意見を求められた場合に意見

を述べる。  
・調整役 ; 地元と委員会間の調整を行う。

[ 事務局及び作業機関 ]

第5条 委員会に事務局および作業機関を置く。

- 1 事務局は、委員会の事務を処理するものとし、東京急行電鉄株式会社鉄道事業本部工務部等々力工事事務所がこれに当る。
- 2 作業機関は、委員会の事務補助および委員会にて議論する技術資料を作成し提示するものとする。

[ 任期 ]

第6条 委員会の任期は、平成16年1月より平成21年9月までの期間とする。ただし、委員会が必要と認めた場合は、当該期間を変更することができる。

[ 招集 ]

第7条 委員会は、委員長が招集する。

[ その他 ]

第8条 この規約に定めるもののほか、委員会運営に必要な事項その他必要な事項は、委員会で定める。

附則

この規約は、平成16年1月30日より施行する。